

兵庫県森林審議会委員を募集します！

森林は、国土の保全・水源のかん養のほか、二酸化炭素の吸収など多様な機能を有しており、私たちの生活に密接に関わっています。兵庫県では、3つの流域ごとに策定した「地域森林計画」に基づき、多様な機能を発揮する森林の整備を進めています。

兵庫県森林審議会は「森林法」の規定により「地域森林計画」の樹立・変更など、県の森林・林業に関する重要事項について審議するために設置されています。

このたび、当審議会では、審議を県民の参画と協働のもとに進める観点から、兵庫県の森林・林業をより良いものにしていくとする熱意ある方の参加を求め、次により委員を公募します。

【兵庫県森林審議会の概要】

目的：地域森林計画の樹立・変更、その他森林法の施行に関する重要事項等を審議する。

構成等：〔委員数〕15名以内

〔構成〕学識経験者、関係行政機関の代表、林業関係団体の代表等

◇応募資格 下記条件にすべてあてはまる方

- ・兵庫県の森林・林業をより良いものにするに関して広く関心を持ち、議論することができる方
- ・年間3回程度開催する審議会（部会を含む）に出席できる方
- ・原則として兵庫県内に居住または通勤・通学されている満20歳以上の方

※ただし、以下のいずれかの条件にあてはまる方は応募できません。

- ①国会もしくは兵庫県議会の議員または常勤の公務員の方
- ②兵庫県の他の附属機関等において、現在公募による委員の職にある方

◇募集人員 2名

◇委員の任期 令和7年12月1日～令和9年11月30日

◇委員の任務 兵庫県森林審議会及びその部会に出席し、議論に参加していただきます。 ※審議会、部会への出席者には、規定により報酬及び交通費をお支払いいたします。

◇委員の責務 委員としての地位を、政治目的、営利目的または宗教的目的に利用することはできません。

◇応募の方法

「兵庫県の森林・林業に対して考えていること」というテーマで、800字程度の作文（様式自由）にまとめて、所定の応募様式に氏名（ふりがな）、性別、職業、生年月日、住所、連絡先電話番号、略歴・自己PRを記入のうえ、封筒の表に「森林審議会委員応募書類在中」を明記して郵送で応募してください。

※別添の様式をご利用下さい。また、県ホームページにも様式等を掲載しています。

[兵庫県ホーム](#)>[記者発表](#)>[2025年5月記者発表資料](#)>[兵庫県森林審議会委員の公募について](#)

なお、提出いただいた書類はお返しいたしません。また、応募にかかる費用（面接会場までの交通費等）は応募された方の負担となりますので了承ください。

◇募集期間 令和7年6月2日（月）から7月31日（木）（※当日消印有効）まで

◇選考方法及び結果通知

書類審査及び面接審査（9月中旬の平日）により委員を決定し、令和7年11月に応募者全員に結果をお知らせする予定です。

◇応募先・問い合わせ先

〒650-8567（個別郵便番号のため、住所を省略できます）

兵庫県農林水産部 林務課 森林整備計画班

TEL 078-341-7711（内79419）／ FAX 078-362-3954

E-mail rinmuka@pref.hyogo.lg.jp